

業務方法書の取扱いの一部改正について

1. 業務方法書の取扱い（平成16年5月6日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（報告事項）</p> <p>第6条 業務方法書第22条に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>（1）～（10）（略）</p> <p>（11）金融商品取引業者にあつては、役員が<u>金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）</u>第29条の4第1項第2号イからトまでに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき、金融商品取引業者以外の者にあつては、役員が破産手続開始の決定、禁錮以上の刑又は法の規定により罰金の刑を受けた事実を知ったとき。</p> <p>（12）～（17）（略）</p> <p>（充当振替請求）</p> <p>第10条 業務方法書第50条第2項に規定する当社が定める順序及び範囲は、次の各号に掲げる順序に従い、当該各号に定める数量によるものとする。</p> <p>（1）受入予定証券完了請求 同項の振替・交付・指定請求に基づき機構が振り替えるべき、交付すべき又は指定すべき口座残高に当該 DVP 参加者の<u>口座</u>の残高が不足する場合の当該不足残高と当該 DVP 参加者の<u>口座</u>の受入予定証券残高のいずれか少ない方の残高の数量</p> <p>（2）（略）</p>	<p>（報告事項）</p> <p>第6条 業務方法書第22条に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>（1）～（10）（略）</p> <p>（11）金融商品取引業者にあつては、役員が法第29条の4第1項第2号イからトまでに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき、金融商品取引業者以外の者にあつては、役員が破産手続開始の決定、禁錮以上の刑又は法の規定により罰金の刑を受けた事実を知ったとき。</p> <p>（12）～（17）（略）</p> <p>（充当振替請求）</p> <p>第10条 業務方法書第50条第2項に規定する当社が定める順序及び範囲は、次の各号に掲げる順序に従い、当該各号に定める数量によるものとする。</p> <p>（1）受入予定証券完了請求 同項の振替・交付・指定請求に基づき機構が振り替えるべき、交付すべき又は指定すべき口座残高に当該 DVP 参加者の<u>参加者口座</u>の残高が不足する場合の当該不足残高と当該 DVP 参加者の<u>参加者口座</u>の受入予定証券残高のいずれか少ない方の残高の数量</p> <p>（2）（略）</p>

(担保指定証券に係る機構取扱有価証券の取扱い)

第14条 当社は、担保指定証券のうち機構取扱有価証券に係る担保指定証券残高の返還を行う場合は、業務方法書第58条第5項の規定によるほか、次に定めるところによるものとする。

(1) 取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式(会社法第171条第1項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。)の取得、株式の併合若しくは分割、株式無償割当て(同法第185条に規定する株式無償割当てをいう。)会社の合併、株式交換若しくは株式移転による株式の交付又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えてする株式の交付(株式以外の有価証券については、これらに準じる手続をいう。以下この号において「株式併合等」という。)に伴い、機構に口座を開設した者が実質株主ごとの預託株券の株式の数に株式併合等の比率を乗じて算出した株式の数(投資証券及び協同組織金融機関の優先出資証券については、これらに準じる手続により算出した口数)の総数を機構に申告する日が設けられた場合において、その返還請求権を有するDVP参加者から当該株式併合等に係る権利確定日の前日までに担保指定証券解除請求が行われなときは、当社は、当該DVP参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、当該権利確定日に当該銘柄に係る残高すべてを当該DVP参加者に返還するものとする。

(2)～(3) (略)

(担保指定証券に係る機構取扱有価証券の取扱い)

第14条 当社は、担保指定証券のうち機構取扱有価証券に係る担保指定証券残高の返還を行う場合は、業務方法書第58条第5項の規定によるほか、次に定めるところによるものとする。

(1) 取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式(会社法第171条第1項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。)の取得、株式の併合若しくは分割、株式無償割当て(同法第185条に規定する株式無償割当てをいう。)会社の合併、株式交換若しくは株式移転による株式の交付又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えてする株式の交付(株式以外の有価証券については、これらに準じる手続をいう。以下この号において「株式併合等」という。)に伴い、機構により機構の参加者が実質株主ごとの預託株券の株式の数に株式併合等の比率を乗じて算出した株式の数(投資証券及び協同組織金融機関の優先出資証券については、これらに準じる手続により算出した口数)の総数を機構に申告する日が設けられた場合において、その返還請求権を有するDVP参加者から当該株式併合等に係る権利確定日の前日までに担保指定証券解除請求が行われなときは、当社は、当該DVP参加者から担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、当該権利確定日に当該銘柄に係る残高すべてを当該DVP参加者に返還するものとする。

(2)～(3) (略)

別表

受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額に関する表（第12条第2項関係）

1.業務方法書第45条第3項に規定する当社が定める時価及び率並びに第58条第3項に規定する当社が定める時価及び率のうち、機構取扱有価証券については、次のとおりとする。

有価証券の種類	時価		時価に乗すべき率
株券 投資証券協同組織 金融機関の優先出資証券 上場投資信託 受益権	国内の金融商品取引所（法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されているもの	金融商品取引所（注1）における最終価格（注2）（注3）	10分の70
新株予約権付社債券	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所（注1）における最終価格（注2）（注3）	10分の80

別表

受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額に関する表（第12条第2項関係）

1.業務方法書第45条第3項に規定する当社が定める時価及び率並びに第58条第3項に規定する当社が定める時価及び率のうち、機構取扱有価証券については、次のとおりとする。

有価証券の種類	時価		時価に乗すべき率
株券 投資証券協同組織 金融機関の優先出資証券 受益証券	国内の金融商品取引所（法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されているもの	金融商品取引所（注1）における最終価格（注2）（注3）	10分の70
新株予約権付社債券	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所（注1）における最終価格（注2）（注3）	10分の80

<p>(注1)～(注3) (略)</p> <p>2.～4. (略)</p> <p>5.受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額の端数金額の調整は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 株券、投資証券、協同組織金融機関の優先出資証券及び<u>上場投資信託受益権</u>については、円位未満の端数金額は、これを切り捨てる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>6.(略)</p>	<p>(注1)～(注3) (略)</p> <p>2.～4. (略)</p> <p>5.受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額の端数金額の調整は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 株券、投資証券、協同組織金融機関の優先出資証券及び<u>受益証券</u>については、円位未満の端数金額は、これを切り捨てる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>6.(略)</p>
---	--

2. 附 則

この改正規定は、平成20年1月4日から施行する。

以 上